

# 人権のつぼ 81

大山町人権交流センター TEL 0859-54-2286  
大山町茶畠 1077-3 FAX 0859-54-2413

## 人権学習と権利

人権啓発を進める中で「あなたたちが『人権、人権』と言うから、権利の主張ばかりをする身勝手な人が増えるんだ」という声を聞くことがあります。

### 【権利と人権】

人が権利行使できるのは、通常、法律によってその権利が認められているからです。法律は、公平の観点や政策的な観点から、○○の場合には○○の権利を認めよう』という価値判断に基づいて人間が作り出したものです。

人権も権利には違いありません。しかし、人権は、人間が作り出したものではなく、人が生まれながらにして当然に持っていると考えられている権利です。

### 【人権学習】

当然のことですが、人権学習は自分の主張を無理やり押し通すための術を学ぶことではありません。もちろん、自分自身を守れるように、その権利を学ぶことは大切です。

しかし、それ以上に大切なのは、この権利は自分一人の都合だけで勝手に使うことができず、さまざまなケースで制約される場合があることを学ぶことです。

まず、日本国憲法のいくつかの条文にあるように「公共の福祉に反しない



▲ふらっちょ  
(県人権文化センター  
マスコットキャラクター)

限りにおいて・・・」権利は認められます。つまり、公共の福祉に反するときは認められません。このとき、公共の福祉とは「多数の人の利益」ということではなく「別の個人の人権の保障」と置き換えてもいいかもしれません。次に他者との間で権利と権利が衝突したときは、それぞれのケースにおいて調整の上、譲歩点、中間点などを探ることが必要となります。この場合も個人のレベルでいえば、自分の権利は一部制約されることになります。

また、「世界人権宣言」第29条では、「権利を行使するときは他人の権利を尊重し、道徳・公の秩序・福祉の要求の制限に従う」という趣旨をうたっています。

これらをしっかりと学ぶことで、「権利の主張ばかりをする身勝手な人が増えるんだ」という考え方も少なくなるのではないかでしょうか。

改めて原点に立ち戻って考えてみた

いものです。

(参考:鳥取県人権文化センター・メールマガジン)

## 4月から本人通知制度を開始します！

本人通知制度とは、事前に登録した方に対して、その登録者の戸籍謄本や住民票の写しなどを第三者に交付した場合に、その交付した事実について通知するものです。この制度により、住民票の写し等が第三者に交付されたことを本人が早期に知ることができます。また、この制度が広く周知されることで、委任状の偽造や不必要な身元調査等の未然防止につながります。  
※通知を希望される方は、事前の登録が必要です。（登録は4月2日から受け付けます）

### 制度の流れ



### ◆登録できる方

大山町に本籍がある方  
または、大山町に住民登録のある方



### ◆登録方法

登録を希望される方は、本人確認書類（運転免許証・旅券・顔写真付き住民基本台帳カード等）をお持ちのうえ、本庁住民生活課または中山支所・大山支所各総合窓口課で登録の手続きをしてください。（登録は無料です。）

### ◆問い合わせ先

住民生活課  
TEL 0859-54-5210